

## 陳 情 文 書 表

(都市計画局)

受理番号	1978	受理年月日	令和6年6月19日
件 名	マンション建設の指導（左京区聖護院円頓美町）		
要 旨	<p>京都のまちに高い建物がどんどん建ち始め、京都の景観・風情を壊さないでと運動が起り、2007年に新景観政策が出来た。2007年1月30日の記者会見で、当時の榎本市長は、京都の景観を保全・再生することで都市の品格と魅力の向上、都市活力や居住環境の一層の向上になると発言している。</p> <p>今回、東山の山並みを背景にした聖護院門跡から黒谷に至る景観を守りたいと、2024年2月21日に市民12名が京都市眺望景観創生条例第7条第1項の規定により、眺望景観保全地域として指定する市民提案を出し、5月9日には16名の方が追加の提案者に名を連ねた。</p> <p>視対象は、京都市左京区聖護院中町にある聖護院南西角の路上（春日北通）から東南方向を眺めた際に、聖護院円頓美町の建築物等が突出して東山の山並みの眺望を遮らないように、眺望景観保全地域として指定することにより、東山の山並みに対する眺望を確保することである。</p> <p>聖護院は、代々法親王が入寺された門跡寺院で、江戸時代に2度仮御所にされた聖護院旧仮御所として国の史跡に指定された歴史的価値のある地である。また、横山大観ら多くの画家により描かれた東山の山並みは大切な文化的景観である。ただ東山が見えればいいのではなく、その山並みが大切で、京都市市街地景観整備条例に基づき、山並み背景型美観地区に指定されている。</p> <p>現在、聖護院門跡春日北通を挟んで南に計画されているマンション建設は、単に建築の法律に合っているため問題ないとか、外観等が今ある景観条例（山並み背景型美観地区）に限った対応にとどまらず、今回の市民提案をマンション建設の指導にいかしていただきたい。この歴史的、文化的景観が失われてから市民提案が受理されても遅いのである。何か力をお貸しいただきたい。</p> <p>については、今回の市民提案による視点場を一刻も早く承認して、マンション建設の指導にいかすこと願う。</p>		
陳情者			
回付委員会	まちづくり委員会		